

日本身体障害者陸上競技連盟 規約

日本身体障害者陸上競技連盟 規約

第1章 名 称

第1条（名称）

本連盟は、日本身体障害者陸上競技連盟（以下本連盟）と称する。
英名を、 Japan Association of Athletics Federations for The Disabled
（略称 J A A F D）と称する。

第2章 事務局

第2条（場所）

本連盟は、事務局を大阪市舞洲障害者スポーツセンター内（〒554-0041 大阪市此花区北港白津 2-1-46）に置く。

第3章 目 的

第3条（目的）

本連盟は、わが国における身体障害者の陸上競技の統括団体として、陸上競技の普及・振興・強化を図りもって身体障害者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第4章 事 業

第4条（事業）

本連盟は、第3条の目的を達成するために、次号の各号に掲げる事業を行う。

- 1 日本選手権および、その他の競技会を開催すること。
- 2 身体障害者の陸上競技の普及・指導および調査研究に関すること。
- 3 登録団体の発展と相互の連絡融和を図ること。
- 4 財団法人日本障害者スポーツ協会の目的・事業に即した事業を行うこと。
- 5 身体障害者の陸上競技技術の向上および指導者養成に関すること。
- 6 本連盟の運営に関する規約および競技規則の制定に関すること。
- 7 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行う。

第5章 組織

第5条（加盟団体）

本連盟の第3条に賛同する加盟団体は、下記のとおり7地域に分けた各地域名を冠した陸上競技協会をいい、その統轄地域内におけるクラブ（以下この団体を加入団体と言う）と個人登録者をもって構成する。

1, 北海道、東北地域(1道6県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

2, 関東地域(1都7県)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

3, 北信越地域(5県)

新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県

4, 中部、東海地域(4県)

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

5, 近畿地域(2府4県)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

6 中国、四国地域(9県)

島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

7, 九州、沖縄地域(8県)

福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

第6章 権利・義務

第6条（権利）

- 1 加盟団体（7地域：北海道・東北、関東、北信越、中部・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）は、各2名の理事を選出し、理事会に出席せしめ、その議決権を行使する
- 2 本連盟の登録者は、本連盟主催または後援の各種行事に参加することができる
- 3 本連盟の競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第7条（義務）

- 1 加盟団体および個人登録者は、本連盟規約に従わねばならない
- 2 加盟団体および個人登録者は、毎年4月末日までに登録手続きを完了し、

尚かつ登録費用を本連盟へ納めねばならない（登録規定については別途定める）

第7章 役員

第8条（役員と資格）

- 1 本連盟に次の役員を置く
会 長 1名
副 会 長 2名以内
顧問・参与 若干名
理 事 長 1名
副 理 事 長 1名
常任 理事 3名（ただし、理事から3名選出）
理 事 20名以内
監 事 2名以内
- 2 会長・副会長・顧問および参与は、本連盟の会員でなくとも推挙することができる
- 3 本連盟に必要な委員会を置くことができる

第9条（選出と職務）

役員を選出と職務を次のとおりとする。

- 1 会長・副会長は、理事会で推挙する
会長は、本連盟を代表する。
副会長は、会長を補佐し会長が欠けたときは、その職務を代行する
- 2 顧問・参与は、理事会で推挙し、会長が委嘱する
顧問・参与は会長の諮問に応じまた、理事会に出席して意見をのべることができる
- 3 理事長・副理事長、常任理事は、理事会で互選し会長はこれを委嘱する
理事長は、常務を統括し理事会の決定事項を執行する。
副理事長は、理事長を補佐し理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
常任理事は、理事長・副理事長を補佐し、その職務を遂行する。
- 4 理事は、各加盟団体から2名及び各委員会から1名（委員長）を選出し、会長がこれを委嘱する。
理事は、常務を分掌する
理事に欠損が生じた場合は、該当する加盟団体および委員会より補欠理事を選出することができる
- 5 監事は、理事会に諮って選出し、会長はこれを委嘱する

監事は、本連盟の事業および財務会計を監査する

6 各委員会の委員長は理事長がこれを任命し、理事会に諮り承認を得て、会長はこれを委嘱する。

7 本連盟は、会務執行のため事務局を設置し、理事長監督のもとに運営する。

第10条（役員任期）

役員任期は、2年とし再任は妨げない。

補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第8章 会 議

第11条（会議の種類）

本連盟に、常任理事会と理事会を置く。

第12条（会議の性格と機能）

前条の各会議は、次のとおりの性格と機能を持って会務を処理する。

第13条（常任理事会）

＜構成と任務＞

常任理事会は、第9条3号によって選出された理事長・副理事長および常任理事3名並びに事務局長で構成される。

常任理事会は、理事長が招集し、議長となり会務を執行する。

常任理事会は、当連盟の臨時的な事項を決議し、理事会に報告及び議案を提出する。

＜招集と開会＞

常任理事会は、年2回開会する。ただし、緊急の案件が出た場合はこの限りではない

第14条（理事会）

＜構成と任務＞

理事会は、第9条4号によって選出された理事で構成する。

理事会は、理事長が議長となり、本連盟の事業計画・事業報告および運営に伴う全ての収支予算および決算を審議し決定する。

本連盟の規約の改廃は、理事会において3分の2以上の同意を得て改廃するものとする。

会長・副会長は、理事会に出席して意見を述べることができる

＜招集と開会＞

1 理事会は、原則として年2回開会する。

2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事総数の3分の2以上から開催

要求があった場合、理事長がこれを招集する。

- 3 開会は、理事総数の過半数（委任状含む）以上の出席を得なければ開会できない

第15条（議決の採決）

前条の各会議における議案の採決は、出席理事の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する

第16条（会議の議事録）

会議の議事録は、議長および理事会において選任した理事2名は閲覧署名捺印これを保存する。

第17条（委員会）

- 1 委員会は、各委員長が委員を任命し、会務を執行する。
- 1 委員会は、理事会において議決された事項について業務を処理する。
- 2 委員会の運営状況及び会務処理状況は、理事会に報告しなければならない

第9章 会計

第18条（経理）

本連盟の経費は、下記のものによって支弁する。

- 1 登録団体、個人登録者の登録費および賛助会員登録費
- 2 補助金および寄付金
- 3 その他の収入

第19条（区分）

会計を一般会計と特別会計に分け、一般会計は、本連盟の一般会務運営会計とし、特別会計は、特別事業の会計とする。

第20条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 委員会

第21条（設置）

本連盟は、第3条、第4条の会務を円滑に勧めるため、次の委員会を設置する

- 1 競技運営委員会
- 2 クラス分け委員会
- 3 強化委員会
- 4 ジュニア委員会
- 5 選考委員会（委員はその都度理事会において決定する）

附 則

本規約は、昭和63年3月20日より施行する。

本規約は、平成3年4月1日に一部改正。

本規約は、平成8年4月1日に一部改正。

本規約は、平成13年4月1日に一部改正。

本規約は、平成16年5月22日に一部改正。

本規約は、平成21年3月29日に一部改正。

本規約は、平成21年4月5日に一部改正。

登 録 規 定

第1条（登録の種類）

- 1 団体登録：加入団体に所属して行う登録。団体登録会員は加盟団体が所属する地域内に拠点を有し、5名以上をもって組織し、地域の加盟団体の所属となる。なお、地域の加盟団体の登録人数は、加入団体2団体以上で10名以上とする。
- 2 個人登録：個人で行う登録。個人登録会員は居住している地域の加盟団体の承認を得て加盟団体に登録した個人をいい、加盟団体の所属となる。（ただし、暫定期間の平成23年3月末日以降は、加盟団体の所属となる）
- 3 賛助会員：本連盟は、第3章、第3条の目的に賛同し、当連盟に対して支援していただける賛助会員を置く。
- 4 理事会の承認を得た者

第2条（加盟団体登録）

本連盟へ加盟しようとする10名以上からなる地域加盟団体並びにその団体の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により登録の手続きをしなければならない。

- 1 加盟団体の名称および事務局の所在地
- 2 代表者の氏名および住所並びに2名の理事の明記
- 3 構成員全員の氏名・住所および連絡先
- 4、各人の所持する身体障害者手帳に記載された、障害名・障害等級
- 5、競技クラス
- 4 国際パラリンピック委員会陸上部門登録者の明記

第3条（個人登録）

（ただし、暫定期間の平成23年3月末日以降は、加盟団体の所属となる）

本連盟へ加入しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により登録の手続きをしなければならない。

- 1 氏名、住所および連絡先
- 2 身体障害者手帳に記載された障害名・障害等級、
- 3 競技クラス、
- 4 国際パラリンピック委員会陸上部門登録の明記

第4条（登録の期間）

- 1 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 原則として、同一年度内において二以上の加盟団体、加入団体の構成員になることはできない

- 3 国際パラリンピック委員会陸上部門登録希望者は、事務局が指定した期日までに、次年度の登録希望の有無を登録事務局まで連絡すること

第5条（登録費用）

- 1 加盟団体登録費用については、人員10名の場合 15,000円
1名増すごとに1,500円が追加される。また、国際パラリンピック委員会陸上部門への登録希望者は、1名につき3,500円が当連盟登録費に加算され、1名につき合計5,000円とする
- 2 個人登録については、1名3,000円。ただし、国際パラリンピック委員会陸上部門への登録希望者は、3,500円が連盟登録費に加算され、1名につき合計6,500円とする
- 3 登録の変更にあたっては、第10条に掲げる登録費を本連盟へ納めるものとする
- 4 既に納められた登録に関する費用は、返還しない
- 5 賛助会員の登録費 団体 1口 5,000円 個人 1口 2,000円

附 則

- ・本規定は、平成21年4月5日より施行する。